

工事基本契約約款

第1条（総則）

注文者（以下、「甲」という。）と請負者（以下、「乙」という。）は、注文書および注文請書（以下、「契約書」という。）記載の工事を完成させるため、設計図書や見積書等に定めるもののほか、この約款に基づき、互いに協力して信義を守り、各々対等の立場でこれを誠実に履行する。

第2条（契約の成立）

甲乙間の工事に関する契約は、甲と乙が契約書を締結することにより成立する。

第3条（法令等遵守の義務）

甲および乙は、工事の施工にあたり、建設業法、電気工事業法、労働安全衛生法など関連する法令およびこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

第4条（労働安全衛生管理）

乙は、工事の施工にあたり、労働安全衛生管理の徹底を図り、災害防止に万全を期す。

2. この工事に関する労働者災害補償保険の取り扱いは、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律など、関係法令の定めによる。

第5条（書面主義）

この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、この約款で特別に定めるものを除き、原則として、書面により行う。

第6条（権利義務の譲渡）

甲または乙は、この契約により生ずる権利および義務を第三者に譲渡し、または承継させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2. 甲または乙は、工事の施工にあたり、工事目的物、工事材料および工器用機器を第三者に譲渡もしくは貸与し、または抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条（一括下請負の禁止）

乙は、工事の全部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第8条（関係事項の通知）

乙は、甲の指示に従い、工事に関する必要事項を契約締結後、原則として、遅滞なく書面をもって甲に通知する。なお、通知した事項について変更があった場合も同様とする。

第9条（現場監理・監督員）

甲は、工事を円滑に完成するため現場監理・監督員をおく場合は、その氏名等を乙に通知する。

2. 甲の現場監理・監督員は、乙に対する指示、承諾または協議を行う。
3. 乙が甲に対し、この約款に基づく指示、検査、立会、承認を求めた場合は、現場監理・監督員はすみやかにこれに応じる。

第10条（現場代理人等）

乙は、工事の実施にあたり、現場代理人を置くことができる。この場合、乙はその氏名等を甲に通知する。

2. 現場代理人は、この契約に基づく乙の一切の権限（契約金額の変更、請求および受領、関係者に関する措置請求ならびにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
3. 甲は、現場代理人の工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
4. 乙は、建設業法等の定めに従い、工事の施工に関し資格および十分な経験を有する者で、現場における技術上の管理をつかさどる主任技術者を置く。この場合、乙はその氏名等を甲に通知する。
5. 現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

第11条（工事関係者に関する措置請求）

甲は乙に対し、現場代理人および乙が施工のため使用している作業員等で、施工または管理について著しく不相当と認められる場合は、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を求めることができる。

2. 乙は甲に対し、第9条に基づく現場監理・監督員がその職務の執行につき不相当と認められる場合は、必要な措置を求めることができる。

第12条（工事材料等の品質および検査等）

乙が使用する工事材料は、必要に応じ甲の検査を受ける。なお、検査に必要な費用は、特別な場合を除き乙の負担とする。

2. 甲は、乙が使用する工事機器について適当でないと認めた場合は、乙と協議のうえその交換を求めることができる。

第13条（支給材料および貸与品）

甲が提供する支給材料および貸与品は、あらかじめ検査または試験に合格したものとする。

2. 甲の支給材料および貸与品の受渡し時期、場所は、甲の指示または仕様書、工程表等による。

3. 乙は、故意または重大な過失により支給材料および貸与品を滅失または毀損した場合は、その損害を負担する。

第14条（適合しない施工）

甲は、施工が設計図書に適合しない場合は、その改造を請求できる。ただし、その不適合が甲の責に帰すべき理由によるときは、改造費用は甲が負担する。この場合、甲乙協議のうえ工期を変更できる。

2. 前項の施工について、乙に故意または重大な過失ある場合は、改造費用は乙が負担し、原則として工期は変更しない。

第15条（条件変更等）

乙は、施工にあたり設計図書との不適合または予期することができない特別な事由が生じた場合は、直ちに甲に連絡しその確認を求める。

2. 甲は、前項に基づき確認を求められた場合は、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。
3. 前2項により工期または契約金額を変更する場合は、甲乙協議して定める。

第16条（工事の変更、中止）

甲は、正当な理由がある場合は、書面により乙に通知し、工事内容の変更および工事の全部もしくは一部中止を求めることができる。ただし、乙が費用の増加を必要とし、または損害を被った場合は、甲の負担とする。

2. 前項の場合、必要があると認められる場合は、甲乙協議のうえ工期または契約金額を変更することができる。

第17条（乙の請求による工期の延長）

乙は、その責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成できない場合は、遅滞なく書面により甲に通知し、工期の延長を求めることができる。ただし、延長日数は甲乙協議して定める。

2. 前項により工期を延長する場合、必要があると認められる場合は、甲乙協議のうえ契約金額を変更できる。

第18条（賃金または物価変動に基づく契約金額の変動）

工期内に賃金または物価の変動により契約金額を変更する必要があると認められる場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第19条（臨機の措置）

乙は、災害防止等のため必要があると認められる場合は、甲に意見を求めるとともに臨機の措置をとる。ただし、緊急やむを得ないときは、事後すみやかに甲に報告する。

2. 乙が前項により臨機の措置をとった場合は、その措置に要した費用のうち、乙が契約金額

の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

第20条（一般損害の負担）

工事の完成検査前に、工事目的物または工事材料、その他工事の施工に関して生じた損害（この約款において別に定める損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

2. 前項の損害が甲の責に帰すべき理由による場合、乙は工期の延長を求めることができる。

第21条（第三者に及ぼした損害）

工事の施工に関し第三者に損害を及ぼした場合は、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものおよび施工に伴い通常避けることができない事由により生じたものは、この限りでない。

2. 前項のほか施工について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理解決する。

第22条（天災その他不可抗力による損害）

天災その他不可抗力によって、工事の既済部分、仮設物、現場搬入済の工事材料または工사용機器に損害を生じた場合は、乙が善良な管理者の注意を怠った部分を除き、甲がその損害を負担する。

第23条（完成検査および引渡し）

乙が工事を完成した場合は甲に完成検査を求め、甲は乙または乙の指定する者の立会いのもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。

2. 乙は、前項の完成検査に合格したとき、引渡期日までに契約の目的物を甲に引渡す。

3. 乙は、本条第1項の完成検査に合格しない場合は、遅滞なく修補し甲の再検査を受ける。

第24条（部分使用）

甲は、工事の完成前においても、工事目的物の全部または一部を乙の同意を得て使用できる。

2. 前項の場合、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。

3. 本条第1項の使用により乙に損害を発生させた場合は、甲はその損害を負担する。

第25条（支払方法および時期）

契約代金の支払時期は前払いを原則とし、契約代金の支払方法は契約書に定めるところによる。ただし、甲は、法令等の定めある場合は、乙の同意を得て支払方法および時期を変更できる。

2. 前項ただし書の場合、甲は、乙が負担した費用および発生した損害を賠償する。

第26条（乙の工事中止）

乙は、次の各号の一つに該当する場合は、工事を中止することができる。

(1) 甲が、契約書に定めた支払いを遅延し、支払いを催告したにもかかわらず支払いのな

いとき

(2) 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じあるいは工事現場の状態が変動し、施工できないと認められるとき

2. 前項の場合、甲は、工事の続行に備え現場を維持し、または作業員、機器等を保持するための費用、その他施工の中止に伴う損害を賠償する。

第27条（瑕疵担保）

甲は、工事目的物の瑕疵について、乙に相当な期間を定めその瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を請求できる。ただし、瑕疵が支給材料の性質または甲の指示等により生じたものである場合は、この限りでない。

この場合、瑕疵の修補および損害賠償を請求できる期間は、引渡しの日から1年間とする。

2. 工事目的物が瑕疵により滅失または毀損した場合は、乙は、滅失または毀損の日から6ヵ月以内に限り、担保の責を負う。

第28条（違約金および遅延利息）

甲は、乙の責に帰すべき理由により、工期内に工事を完成できない場合であっても、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、乙から違約金を徴収し工期を延長できる。

2. 前項の違約金の額は、甲乙協議して定める。

3. 乙は、甲の責に帰すべき理由により、請負代金の支払が遅れた場合は、遅延日数に応じ、関係法令に定める割合で計算した額の遅延利息を請求できる。

第29条（甲の解除権）

甲は、乙が次の各号の一つに該当する場合は、この契約を解除できる。

(1) 正当な理由なく着工期日を過ぎても工事に着手しないとき

(2) 工期経過後、乙の責めにより相当な期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき

(3) その他乙の責めによりこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することが困難であると認められるとき

2. 甲は、前項により損害を受けた場合は、その損害の賠償を請求できる。

第30条（乙の解除権）

乙は、甲が次の各号の一つに該当する場合は、この契約を解除できる。

(1) 工事内容を変更したため、契約代金が6/10以上減少したとき

(2) 甲の責めにより工事の遅延または中止期間が、工期の1/3以上または1ヵ月に達したとき

(3) 請負代金の支払能力を欠くと乙が判断したとき

(4) その他甲の責めによりこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することが困難であると認められるとき

2. 乙は、前項により損害を受けた場合は、その損害の賠償を請求できる。

第31条（解除に伴う措置）

甲または乙が解除した場合は、甲乙協議し、期間を定め当事者に属する物件についてその引取り、後片付け等の措置を行う。

2. 甲または乙は、正当な理由なく協議に応じない場合は、相手方に代り前項の措置を行い、その費用を請求できる。

第32条（機密の保持および個人情報の保護）

甲および乙は、相手方から提供を受けまたは知り得た技術上、営業上の機密、その他一切の情報（個人情報を含む）を適切に管理し、この契約の目的以外に使用しない。また、この契約の有効期間中はもちろん経過後であっても、関係する者以外に開示または提供しない。

2. 甲および乙は、前項の個人情報について相手方の事前の承諾を得た場合を除き、全部または一部の複写・複製をしない。また、甲および乙が、個人情報を保持する必要がなくなったことを相手方と確認した場合には、すみやかに相手方に返還または廃棄する。

3. 乙は、工事の一部を第三者に請け負わせた場合は、個人情報に関する下請人の行為についても、前2項と同様の責任を負うことがある。

4. 甲および乙は、個人情報の管理状況について報告を求めることができる。ただし、個人情報の紛失、流出等の事故により損害を受けた場合は、その損害の賠償を請求できる。

第33条（紛争の解決）

甲および乙は、この契約について紛争が生じた場合は、甲乙間で解決に努め、甲乙間で解決しない場合には、甲乙の合意により選定した第三者または建設業法による建設工事紛争審査会の斡旋または調停により解決する。

2. 甲および乙は、前項により紛争を解決する見込みがないと認められる場合は、建設工事紛争審査会の仲裁判断に服する。

第35条（条項の改定）

契約期間中であっても必要に応じ、甲乙協議してこの契約および約款の各条項を改定できる。

第36条（その他の事項）

この契約および約款の解釈、適用について疑義を生じ、または定めのない事項が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議して解決する。